

バイバイ原発
きょうと集会
3月12日(土)
13:30~
円山音楽堂

アドバイス

労働相談ホットライン
0120-378-060

秘密厳守
相談無料

第207号
2022年3月1日(火)
発行責任者 稲村
編集責任者 森下
連絡先 075-811-6770

★相談事例①①①★
(女性60歳代
・派遣社員)

西院駅で受け取った
ビラを頼りに相談し
てきたとのこと

コロナでシフト減

コロナが流行する
2年前は、月10〜15
日のシフトで複数の
企業に派遣されてい
た。1日8千円、月8
万〜13万円の収入
があった。

しかし、コロナが
流行し始めてから
は、月2日のシフト
しかなく、収入も月
2万円まで激減し
た。

昨年の暮れに交通
事故で全身打撲し、
労働そのものがきつ
くなってきたが、生
活もあるのので何か
働いてきた。

借金が約130万
円ある。電気代と水
道代はぎりぎり何と
か払っている。しか
し、百貨店のリボ払
いを電話代・市民税と
かを優先して支払う
と、借金返済の支給
がないので、借金の
元金が減らない。

生活保護申請も
却下

ここにきて、生活
に行き詰まったの
で、生活保護の申請
をするため、市会議
員に口をきいてもら
い、役所に向いた

が、たらいまわしさ
れたあげく、受け付
けてもらえなかつ
た。

却下の理由は「住
宅ローンの返済があ
ると12年も残ってい
る。(資産形成につな
がる生活保護は、原
則として対象外)」と
のことようだ。

アドバイス

休業支援金の申請
は、「休業する6カ月
の収入が基準」とな
る。「2年前の収入減
の申請」なので対象
か否かをコールセン
ターに問い合わせる
ようアドバイス。

●●月の相談活動の特徴(新規)

センター発足以来の相談件数は1万8千886件になりました。

項目	件数	当月比率
面談	2	9.1%
電話・メール	12	54.5%
単産・弁護士紹介	4	18.2%
その他	4	18.2%
合計	22	100%
項目	件数	当月比率
解雇	1	4.5%
退職強要・勸奨	1	4.5%
賃金・残業代未払い	1	4.5%
労働契約違反	0	0.0%
社会・雇用保険	0	0.0%
配転・出向・転籍	0	0.0%
労働条件切り下げ	0	0.0%
労働時間・休暇	3	13.7%
パワハラ・セクハラ問題	4	18.2%
倒産・工場移転	0	0.0%
労災・職業病	1	4.5%
メンタル不全・疾患	0	0.0%
組合加入・結成	2	9.1%
その他	8	36.4%
不明	1	4.5%
合計	22	100%

項目	件数	当月比率	組織拡大 無
男性	11	50.0%	
女性	11	50.0%	
不明	0	0%	
合計	22	100%	

又、住宅ローンが
残っている土地・家
屋を持つていても、
生活保護が適用され
る場合もあるはず。
交通事故の保障と場
合によっては、リボ
払いの利息過払い問
題も含め、弁護士を
紹介します。↓自由
法曹団の弁護士と相
談することとなつ
た。



★相談事例②②②★
(男性40歳代
・製造業・正社員)

1年6カ月前の指摘
中堅の製造業に
24年間勤務。
約1年6カ月前、
上司に呼び出され

「あなたが発言は高
圧的であり、パワハ
ラではないか」とい
う訴えが他の従業員
からあった。以後留
意してもらいたい」と
注意を受けた。

取りはあったもの
の、パワハラをした
自覚がなかったが、
その方が「パワハラ
と受け取って、以後留
意します」とのやり
取りがあった。その

取りはあったもの
の、パワハラをした
自覚がなかったが、
その方が「パワハラ
と受け取って、以後留
意します」とのやり
取りがあった。その

後1年経過した6
ヶ月前の出来事。
6カ月前の指摘
違う上司から「あ
なた(相談者)が、
パワハラをしてい
ている」と言われ
た。

しかし、立ち話程
度の事であり、懲戒
の話などには結び
つかなかった。
この時点でも、
「あえてパワハラ
をしている」という
自覚はない。

2月中旬上司に
呼び出され、いきな
り「パワハラが改善
されない。転職先を
探したほうが良い」

2月中旬上司に
呼び出され、いきな
り「パワハラが改善
されない。転職先を
探したほうが良い」

2月中旬上司に
呼び出され、いきな
り「パワハラが改善
されない。転職先を
探したほうが良い」

と言われた。
退職はしたくな
いのでどのような
対応をすべきか?
ユニオンショップ
協定(従業員は自動
的に組合に加入し
組合員となる制度)
の組合がある。

アドバイス

①まず組合に相談。
②この場合「私はハ
ラスメントをして
いる」と思っていな
い」とする立場を崩
さない。

③退職届などは提
出ししない。又、口頭
では「退職します」
とは言わない。

④上司・会社とのや
り取りは証拠として
記録に残す。(会
社のハラスメント
がある証である場
合は立証できる場
合がある)

⑤就業規則違反(揚
げ足取り)を指摘さ
れないよう留意す
る。

⑥就業規則・労働協
約に「苦情処理委員
会・コンプライアンス
委員会・賞罰委員
会」などが定められ
ていたら、それらを
確認・学習する。

⑦組合が対応して
くれない場合は、
一人でも加入し
て組合に加入し
て対応できるが、企
業内の組合と軋轢が
あることもある。

⑧懲戒されたとき、
撤回を求めるとき、
弁護士を紹介す

る。
★相談事例③：★
(女性30歳代・老人ホームで看護師・正社員)

妊娠をしながらの看護師の夫からの相談

妊娠と業務継続を両立させることに同意

妊娠をするために昨年未だに「退職」する事を会社に伝えたところ、人手不足を理由に慰留された。月に10回のオンコール(休日のとき、臨時に呼び出される勤務)が、妊娠の弊害となっており、月5回のオンコールなら勤務できそうであると申し出た。会社の施設長、看護師長もそのことを確認し、したので、継続して勤務することとなった。

パワハラ・マタハラを何とかできないか？

しかし、実際にシフトを組むことになつて、看護師長が、継続して勤務する条件を確認した経過を認識している。妊娠を認めたこと、妊娠するの「とか」「もう少しオンコールの回数を増やせないか」など事ある毎にいやみっぽく言われるようになった。どうしたらその言

動を辞めさせることができるか？施設長は理解してくれている。

アドバイス

施設長も交えて「妊娠するための月5回までのオンコール」を確認している以上はその条件で働くことを書くべき。施設長に「オンコールを増やすような何回も言われて困っている。又、妊娠の期間なども聞かれるが返答に困る」と訴え、看護師長に対し、施設長から指導するよう訴えたらどうでしょうか。

また、職場に労働組合もあるのに組合役員に訴え、働きやすい環境を整備してもらうように要請することも出来ると思いたい。



★相談事例④：★
(男性60歳代・介護施設・契約社員)

休業保障申請の手続きが知りたい

介護デイサービス

スの看護師。6カ月の更新で4年働いている。利用者に感染者が出たので、1週間閉所することになった。この間のシフトは5労働日。昨年と同じ休業があったとき、休業支援金の申請は会社が対応してくれたが、今回は自分で休業支援金を申請してと言われた。どうしたらよいか？

アドバイス

コロナ休業支援金申請のコールセンターの電話番号・受付時間を紹介・説明した。

★相談事例⑤：★
(男性40歳代・公務員・正社員)

賃金が上がらない(メールの相談)

同年代及び後輩職員達が、次々に昇任・昇格を遂げ、本庁の主幹や参事クラスのポストに昇格している。私自身は係長級であり、年収で20、30万円以上、昇格組より低く、格差が生じている。

所属長等へ度々説明を求めています。不満を抱えず、強い問題解決に至らなくとも大丈夫です。何かアドバイス

や労働関連の情報等を頂戴出来れば、助かります。

メールでアドバイス

当労働相談センターに相談があった場合の対応は、次の通りです。

相談者の職場に労働組合がある場合は、「その組合に相談し解決を目指してください」それでも解決しない場合は再度連絡をください」とアドバイスをすることを基本に対応しています。

あなたの職場には労働組合が組織されています。○労働組合で検索すると、ホームページがヒットします。まず、そこから直接相談をしてください。お手数ですがよろしくお願いします。



★相談事例⑥：★
(男性40歳代・飲食業・正社員)

年休算出基礎の出勤率

年休付与について質問する。付与条件

に「労働日の8割以上の出勤」が条件とあるが、飲食業で、毎日営業している。この場合「労働日」の基準はどうなるのか？

アドバイス

営業日と労働日は異なる。労働契約書・労働条件通知書・就業規則に明記・規定されている所定就業日が、「基準となる労働日」です。その日数が8割以上の出勤が付与条件。

★相談事例⑦：★
(女性50歳代・損害保険会社・正社員)

賃下げを強要

損保会社で保険の外交をしている正社員。コロナの影響もあり、契約がなかなか取れなくてしんどい思いをしている。

上司から「今後1月以内に新規契約を取らなければ、5万円賃下げする」と言われた。労働時間は平日の9時～15時まで、休憩を除くと1日5時間。土日は休みで月収が11万円程度、5万円も引き下げられたら生活ができません。社会保険には加入している。労働組合に加入したら何とかなるのではと思つて相談に来た。どうしたら組合に加入できるのか？組合費はどの程度か？(事前の相談と予約なしに、相談者の昼の休憩時間に、当センターに訪問されたので、実質的には10分ほどしか事情を聴けなかった)

アドバイス

労働契約書・労働条件通知書がないので明確な説明はできない。しかし、現行と同じ労働日・労働時間で5万円も賃下げすると最低賃金を下回ることになる。

組合に加入する気があれば一人でも加入できる労働組合を紹介いたします。次回、組合加入を前提にした相談に来るときは、労働契約書や就業規則などの書類が必要ですから持参してください。尚、組合費はその労働組合の規約で決まっています。組合の説明を聞いてください。↓建交労で対応してもらおうと思つた。



憲法改悪を許さない

全国署名を進めよう！！